



第4章 地域福祉施策の推進

基本目標1

地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

基本施策 1-1

地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

現状と課題

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協を発足させ、コミュニティワーカーを配置し、町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、小地域福祉活動を推進してきました。その結果、すべての町内会において町内福祉委員会(連合も含むと76町内福祉委員会)が発足しています。

各町内福祉委員会では、策定した町内福祉活動計画に基づいて、サロンなどのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップの作成、地域での見守り活動などの様々な小地域福祉活動が、地域の実状にあわせて取り組まれています。

しかしながら、活動状況は地域特性により様々であり、それぞれに課題を抱えています。まずは、先進的な活動を学習しつつ、小地域福祉活動全体の底上げを図っていくことが必要です。

また、外国人市民やひとり暮らし高齢者の増加をはじめ、8050問題、生活困窮、ヤングケアラー問題など、対象となる人・世帯が抱える課題が複雑かつ複合化し、より専門的な対応が求められるようになってきています。このため、福祉事業者やNPO等の専門機関との連携・協働がより必要になってきています。

施策方針

- ① 住民が地域福祉活動に主体的に取り組めるよう、福祉や健康に関する情報提供や勉強会等を通じて啓発を図ります。
- ② 当事者が支援者に助けを求めやすい環境づくりをするとともに、積極的に手助けを行うことの重要性について、当事者や住民への周知を図ります。

- ③ 町内福祉活動計画に基づいて、地域の実状に応じた小地域福祉活動を町内福祉委員会が計画的に進められるよう支援します。
- ④ 町内福祉委員会等による多様な小地域福祉活動を推進するため、地区社協事業の充実を図ります。

施策体系



推進施策・事業

1-1-1 地域福祉活動への参加の啓発

- ① 市社協広報紙の発行
地域福祉の推進や啓発のため、引き続き、広報紙「あんじょう社協だより」を発行します。読者の関心が高いテーマで特集記事を作成します。
- ② 町内福祉委員会全体研修会等の開催
地域福祉活動の啓発と住民の主体的活動を展開するために必要な先進事例に関する研修会を開催します。
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会の開催
地区ごとの状況に応じ、地域福祉活動を展開するうえで有益な情報を提供します。
- ④ 町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進
市公式ウェブサイトや市広報紙、転入手続時におけるチラシの配布など、多様な手段によって町内会の必要性について啓発を進め、加入促進を図ります。
- ⑤ 外国人市民に対する地域情報等の提供
外国人市民が地域の一員として地域活動等に参加するよう促すため、生活情報や地域情報を提供していきます。また、多言語での情報提供や電子媒体の活用により、適時適切な情報の提供に努めます。



1-1-(2) 町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進

- ① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援
町内福祉委員会への助言を通じて地域の状況に応じた活動を支援するとともに、活動の担い手の発掘や育成について支援します。新しく町内会ができた場合には、町内福祉委員会の発足を働きかけます。
- ② 町内福祉活動計画の実行と進行管理の支援
町内福祉活動計画の実践のための支援と毎年度の進行管理の支援を行います。

1-1-(3) 多様な小地域福祉活動等の充実

- ① 地域見守り活動推進事業
活動の啓発に努めるとともに、活動を通じて把握した支援を必要とする人の配慮すべき情報やニーズについて専門機関と情報共有し、困りごとに対応できるよう活動の充実に図ります。
- ② 福祉マップ作成・更新の支援
町内福祉委員会の実状にあわせ、町内福祉委員会が行う福祉マップの作成と更新を支援します。
- ③ 民生委員による安否確認・見守りの推進
民生委員による避難行動要支援者等の見守りを推進します。また、民生委員活動と町内福祉委員会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。
- ④ 食育メイトによる栄養教室の開催
市民ボランティアである食育メイトを通じて、引き続き地域での「食」を中心とした健康づくり活動を推進します。
- ⑤ 地域でのサロン等の開催支援
地域で開催するサロン等を継続・拡大していくため、担い手の発掘と育成を支援します。また、参加者にとって楽しく、効果的な活動内容とするための情報を収集し提供していきます。
- ⑥ 町内での福祉に関する勉強会の開催支援
各町内の状況に応じて、住民の要望に合った学習テーマや講師を紹介するなど、まちかど講座などの勉強会の開催を引き続き支援します。
- ⑦ 老人クラブ等での健康づくりの推進
生涯にわたり健康で豊かに暮らすために老人クラブ等を通じて健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりや介護予防の推進を図ります。
- ⑧ 介護予防教室の支援
高齢者等が身近な集まりの場所で、介護予防の実践方法を学べるように、開催箇所や回数の増加を目指します。

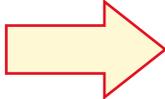
1-1-(4) 地区社協と地域支援体制の充実

① 地区社協活動の充実

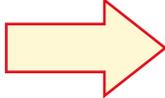
小地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会の機能強化に向けて、地域特性や活動状況などの実状を踏まえた活動の支援を行います。また、地域福祉活動の拠点である福祉センターとの連携や多様な団体や機関が構成員として地域福祉活動に関わってもらえるように支援します。

主な活動指標

① 地域見守り活動推進事業を実施した町内福祉委員会数

現状値(令和4(2022)年度)		目標値(令和10(2028)年度)
全町内福祉委員会		全町内福祉委員会

② 地区社協地域福祉活動勉強会の開催地区数

現状値(令和4(2022)年度)		目標値(令和10(2028)年度)
6地区		全地区(8地区)

③ 民生委員による訪問件数(安否確認・見守り)

現状値(令和4(2022)年度)		目標値(令和10(2028)年度)
20,965 件		26,000 件

④ 月1回以上開催されているサロンの実施箇所数

現状値(令和4(2022)年度)		目標値(令和10(2028)年度)
207 箇所		210 箇所



基本施策 1-2

地域における連携と協働の推進

現状と課題

高齢化や核家族化、家族形態の多様化、地域コミュニティの変容が進むなか、地域では多様な地域生活課題が生じています。

地域で課題を解決するには、町内福祉委員会と民生委員や町内会、老人クラブ、ボランティア等の連携をより強固なものにすることが必要です。

また、地域では対応できない課題に対しては、市や市社協、地区社協、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、福祉事業者、NPO、民間企業などの関係機関との連携を図り、対応する必要があります。

これからは、福祉事業者、NPO、民間企業、当事者団体、町内福祉委員会などの多様な組織が連携・協働することにより、地域福祉活動を推進していくことが求められています。

本市では、平成27(2015)年度から生活支援体制整備事業を市社協に委託し、各地区社協に生活支援コーディネーターを配置しています。生活支援ネットワーク会議の開催等を通じて、新たな社会資源の創出や多様な社会資源のネットワーク化と地域福祉コミュニティの形成を進めています。

施策方針

- ① 地域での見守り活動などの地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会を中心としながら町内で活動する様々な住民組織やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが連携・協働できるよう支援します。
- ② 孤立死を出さないまちづくりを目指して、福祉事業者だけでなく、新聞販売店や配食サービス事業者などの事業者にもできる範囲で協力を求めるなど、多様な社会資源の連携による安否確認体制を充実します。
- ③ 地域では解決困難なひきこもりや虐待等の困りごとを抱えている人に対応するため、専門の支援機関へ確実につなげる体制を構築します。

施策体系

1-2 地域における連携と協働の推進

(1)地域における支援体制の構築と円滑な推進

(2)住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

推進施策・事業

1-2-（1）地域における支援体制の構築と円滑な推進

- ① 地域における住民組織間の連携体制づくり
地域の見守り活動や住民により発見された支援を必要とする人については、町内関係者での情報共有を図り、相談・支援などの連携体制づくりを進めます。
- ② 多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化
高齢者に限らず、障害のある人や子どもに係る事例についても、町内福祉委員会と地域包括支援センター、障害相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、CSW、福祉事業者等が連携したケース検討会議の開催等に取り組みます。
- ③ 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化
多様な社会資源の創出とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成を図るため、生活支援ネットワーク会議の充実を図ります。

1-2-（2）住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

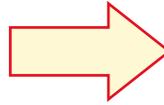
- ① 福祉事業者と関係団体等との交流促進
多様な地域福祉活動を推進するため生活支援ネットワーク会議の協議体を活かし、町内福祉委員会や各分野の関係機関など多様な組織をつなぎ、お互いに有益な関係を構築できる場を設けます。
- ② 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング
町内福祉委員会や地域住民のニーズを、ボランティア、福祉事業者、NPO、民間企業などの関係団体に結び付け、解決するためのコーディネート業務を継続して行います。
- ③ 市民活動センター・市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実
市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報を広く発信するとともに、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングのための相談に応じていきます。
また、市社協ボランティアセンターにおける情報提供、相談・コーディネート業務を充実させます。
- ④ 団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）の開催
市民活動団体や町内会、民間企業などがそれぞれの活動を理解し合うことで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。



主な活動指標

① 多様な組織による連携会議の開催回数

現状値(令和4(2022)年度)
8回



目標値(令和10(2028)年度)
10回

基本施策
1-3

地域ぐるみの防災・防犯・交通安全・消費者トラブル対策
の推進

現状と課題

南海トラフ地震や風水害などの大規模災害に対して、市だけでは、住民の避難や救出ができないことから、地域における自主防災の取組が必要です。

このため、本市では、すべての町内に自主防災組織が結成され、自主防災訓練の指導や支援、救出のための資機材整備費の補助のほか、地域防災マップの作成のための補助制度を設けるなど、防災活動を支援し、地域防災力の向上に努めています。

また、平成25(2013)年度には、産学官民が参加する減災まちづくり研究会を発足し、災害時における連携手法等について研究を行うほか、令和3(2021)年度から自主防災組織を主体とする地区防災計画の策定支援に取り組んでいます。

本市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人などを支援する避難行動要支援者名簿を整備しています。地域によっては避難行動要支援者に日常的な見守り活動を行う町内福祉委員会も多くあります。

また、侵入盗や自動車関連窃盗などの犯罪を防ぎ、不審者から身を守るために自主防犯組織や防犯ボランティアリーダーに対し、パトロール用品などの提供や警察などの関係機関と連携して助言を行うなどの支援を行い、地域防犯力の向上に努めています。

あわせて、高齢化の進展や成年年齢引下げ等により、消費生活トラブルが懸念される中、市民が消費生活に関する意識を高めトラブルを未然に防止することができるよう、消費生活に関する効果的な啓発や知識普及を図る取組が必要です。

市内における交通事故発生状況について、過去の推移からみると人身事故件数は減少する傾向にあるものの、死亡事故は毎年発生しています。本市では街頭啓発キャンペーンや高齢者への交通安全教室、運転免許証自主返納者への支援などを実施していますが、引き続き交通安全の啓発が必要です。

施策方針

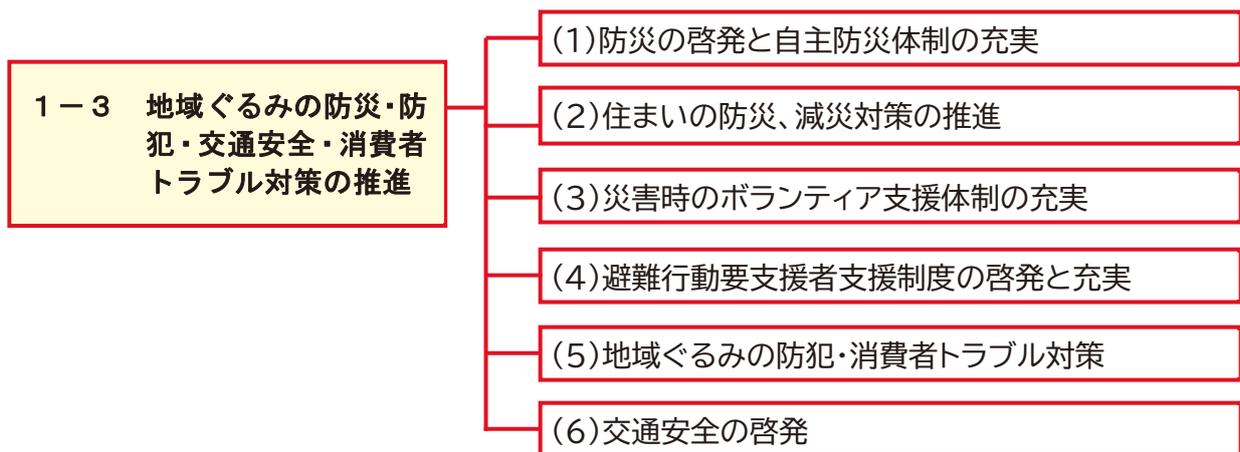
- ① 地域の防災力を高めるため、引き続き自主防災組織の活動を支援するとともに、避難行動要支援者なども参加した自主防災訓練の実施支援、防災・減災に関する啓発活動、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策などの推進に努めます。
- ② 国のガイドラインに基づき、関係部署と連携して避難行動要支援者支援制度の充実に努めます。
- ③ 災害発生時に備え、市及び県内外からのボランティアの受入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、市や市社協、防災ボラン



ティア団体、各種ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが協働し、災害ボランティアセンターのスムーズな開設及び開設後の効果的な運営方法を検討します。

- ④ 防犯教室の開催や防犯情報の提供、自主防犯活動の支援、消費生活相談を進めるとともに、交通安全の啓発を図ります。

施策体系



推進施策・事業

1-3-1 防災の啓発と自主防災体制の充実

- ① 自主防災訓練の実施支援（自主防災組織支援事業）
自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地域の実状に寄り添った実践的な防災訓練を支援します。
- ② 自主防災リーダー養成研修事業
自主防災組織の役割と意義、自主防災活動に必要な知識と技術を学ぶ機会を提供し、地域の防災活動に若い世代や女性が参加できる環境を推進します。
- ③ 中学生防災隊活動推進事業
NPOなどとの協働により「中学生防災隊」の活動を支援し、中学生の地域防災活動への理解を深める機会(中学生対象の防災教室など)を提供します。
また、自主防災組織との連携を深めていくことができるよう、活動内容の見直しを図ります。
- ④ 家具転倒防止普及事業
自主防災組織を通じてすべての町内で家具転倒防止のための講演や訓練を実施することにより、住民に家具転倒防止(減災)の必要性を普及、啓発します。

1-3-(2) 住まいの防災、減災対策の推進

- ① 木造住宅無料耐震診断事業
住民意識を向上させることを目的として令和2(2020)年度に改定した安城市建築物耐震改修促進計画(第二次改定版)に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、無料耐震診断の活用促進を行います。
- ② 木造住宅耐震改修費補助事業
安城市建築物耐震改修促進計画(第二次改定版)に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、耐震改修費への補助を行うことにより耐震改修の促進を行います。
- ③ 木造住宅耐震シェルター等整備費補助事業
身体障害者または高齢者が居住する住宅を対象に、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅(耐震診断の判定値1.0未満)の耐震シェルター整備工事に対して上限30万円を、防災ベッド整備工事に対して上限15万円を補助します。
- ④ 家具転倒防止器具取付事業
対象となる高齢者や障害のある人を中心に、市広報紙や民生委員等を通じて引き続き周知を行い、家具転倒防止器具の取付け世帯数の増加を目指します。

1-3-(3) 災害時のボランティア支援体制の充実

- ① 災害ボランティアセンターの周知や災害ボランティアコーディネーターの養成
講座を通じた災害ボランティアコーディネーターの養成に加え、より実践的な技能を身に付ける災害ボランティアセンターの運営訓練を通じてスキルアップを図ります。
とりわけ、学生等の若い年齢層や民間企業、自主防災リーダー向けに講座の周知を強化し、受講者数の増加と災害ボランティアコーディネーターの新規登録者の増加につなげます。

1-3-(4) 避難行動要支援者支援制度の啓発と充実

- ① 避難行動要支援者支援制度の啓発
地域で開催される会議(民生委員、地域包括支援センター関係など)、まちかど講座など、様々な機会を捉えて、避難行動要支援者支援制度及び個別避難計画作成の啓発に努めます。
- ② 避難行動要支援者支援制度の効果的運用
災害が発生したときに避難行動要支援者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう要支援者一人ひとりに対して個別避難計画の作成を進めます。また、作成した個別避難計画を基に、要支援者等が参加する安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。
あわせて、避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくり



に活用します。

また、要支援者に配布した救急医療情報キット(安心キット)については、情報更新とさらなる普及を通じて、緊急時に救急隊員に情報が伝わるよう適切な運用に努めます。

1-3-(5) 地域ぐるみの防犯・消費者トラブル対策

① 安全安心情報メールなどによる情報提供事業

多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行い、加入者拡大を図ります。

② 防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業

防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。また、外国人市民向けの効果ある啓発方法を検討します。

③ 自主防犯組織活動支援事業

町内会が実施した自主防犯活動に対し、物資提供や費用補助等の支援を行います。また、市と自主防犯パトロール隊との犯罪情報の共有化のための伝達訓練を実施します。

④ 犯罪抑止モデル地区指定事業

犯罪抑止モデル地区を指定し、市、自主防犯パトロール隊、警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、同様の取組が他地区に広がっていくよう努めます。

⑤ 子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備

登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携したスクールガードによる見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。

⑥ 消費生活に関する情報発信の強化

消費生活トラブル未然防止を図るため、消費生活に関する積極的な啓発や情報発信を行い、市民の意識を高めます。あわせて、相談件数や相談内容の状況に応じ、効果的・効率的な消費生活センターの運営を図ります。

1-3-(6) 交通安全の啓発

① 交通安全教育推進事業

交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。

② 交通安全広報活動推進事業

現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。

主な活動指標

- ① 自主防災組織が実施した防災訓練回数

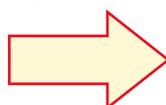
現状値(令和4(2022)年度)
59回



目標値(令和10(2028)年度)
73回

- ② 避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数

現状値(令和4(2022)年度)
4,696人



目標値(令和10(2028)年度)
5,000人



基本施策 1-4

生きがいと社会参加の創出

現状と課題

本市では、誰もが地域社会に参加するとともに、学ぶ機会を確保できるようにするため、公民館の自主グループ活動の支援、高齢者教室やシルバーカレッジの開催などの生涯学習を推進しています。また、福祉分野においても、すべての福祉センターで高齢者等を対象とした各種講座やサロンを実施しています。

その他、就業機会の提供を通じた高齢者や障害のある人の生きがいづくりや社会参加を促進するため、シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援を進めています。

また、ひきこもりやニートなど、様々な困難を抱える若者の悩みや課題に対応するため、青少年の家において、相談支援事業を実施しています。

一方、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や、若年無業者就労支援事業などの就労支援を進めていますが、ひきこもりやニートの高齢化への対応は十分ではありません。

今後も、誰もが社会と関わりながら生きがいを持って生活できるよう、生きがいづくりや社会参加、就労促進に関する事業の充実を図る必要があります。

施策方針

- ① 誰もが生きがいを持って、地域社会と関わりながら豊かに暮らし続けられるよう、公民館や福祉センター等で開催する各種講座やサロンの充実を図ります。
- ② シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援、若年無業者等への対策など、就労面からの社会参加の機会の提供や生きがいづくりを進めます。

施策体系

1-4 生きがいと社会参加
の創出

(1)社会参加の促進と生きがいづくり

(2)就労機会の拡充

推進施策・事業

1-4-(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

- ① 高齢者教室の開催
公民館で開催する各種講座や教室など、生きがいづくりにつながる学習機会を引き続き提供します。
- ② シルバーカレッジの開催
教養を高め、仲間づくりや生きがいづくりのための学習機会を提供するとともに、シルバーカレッジ卒業生らの社会貢献活動等を推進するための支援・コーディネート強化に努めます。
- ③ 福祉センター講座の開催
地域のニーズに応じて、家でも気軽に続けられることなど、参加者の特性に合った魅力ある講座を引き続き開催し、高齢者の生きがいや社会参加の機会を提供します。また、住民との協働による講座について検討するとともに、講座終了後の自主グループの設立やボランティア養成に努めます。
- ④ 福祉センターサロンの開催
各福祉センターにおいて、地域住民の居場所となるサロンを引き続き開催します。気軽に楽しめるものや地域のサロンで取り入れやすいものとなるよう、利用者や地域福祉活動者のニーズを反映するように努めます。また、参加者の中から介護予防や地域福祉活動の担い手になってもらえるよう人材の育成に努めます。
- ⑤ 「農」のある暮らし体験事業
アグリライフ支援センターが実施する各種農業体験講座を実施します。これにより、高齢者が地域や仲間とつながる場を提供していきます。
- ⑥ 地域における高齢者スポーツの推進
定期的かつ継続的な活動ができるよう、「おはよう！ふれあいラジオ体操会」の開催会場の案内や「歩け・ランニング運動」の会場マップの配布、歩くコースの見直しなどにより、事業の周知と新規参加者の拡大を促進します。
- ⑦ 講座型デイサービス事業
障害のある人がより興味を持てる講座を企画することによって、障害のある人の生きがいや社会参加の機会の創出を推進します。
- ⑧ 障害者社会参加促進事業
障害のある人の当事者団体の育成や活動の活性化を支援しながら、障害者福祉ウォークラリーやふれあい事業など社会参加を促進するための事業を実施します。障害のある人の当事者団体加入者が減少傾向にあり、それに伴い加入者数が減少しているため、開催方法等の検討に努めます。
- ⑨ 障害のある人がスポーツに親しめる環境づくり【新規】
健康や運動機能の向上、達成感を味わうなどの効果、社会参加の機会につなげるた



め、関係機関と連携して、各種大会への参加促進を図り、障害のある人がスポーツに親しめる環境づくりに努めます。

⑩ 障害のある人のスポーツ活動参加促進事業

市広報紙や市公式ウェブサイト等を通じて激励金制度(全国大会等へ出場する場合の費用の一部を助成する制度)の周知を行います。

また、障害のあるアスリートの支援を通じて、スポーツに取り組む障害のある人の増加を図ります。

⑪ 地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実

全小学校区における親子ふれあい活動の実施を目指し、引き続き、実施に至っていない小学校区に対しても開催を呼びかけながら、地域ぐるみでの親子ふれあい活動の実施を継続します。

⑫ 困難を抱える若者支援事業【新規】

ひきこもりや不登校など、社会的困難を抱える若者とその家族を対象に、相談業務を実施し、精神的負担の緩和や専門機関の紹介等のほか、家族のための学習会も開催し、当事者の社会復帰を支援します。

1-4-(2) 就労機会の拡充

① シルバー人材センターの活用促進

シルバー人材センターの会員数は増加傾向にありますが、会員の高齢化に伴い、引き続き会員の増加と、高齢者の持つ能力やニーズに応じた多様な就労機会の提供及び就業先の開拓に努めます。

② 障害者就労支援事業

障害のある人の一般就労に向け、就労相談員による就労相談を推進し、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図りながら、一般就労とその後の職場への定着を支援します。

③ 若年無業者就労支援事業

一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行います。

④ 就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。

主な活動指標

① 福祉センターでのサロン参加者数

現状値(令和4(2022)年度)
22,148人



目標値(令和10(2028)年度)
22,500人

基本目標2

地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

基本施策 2-1

福祉のこころの醸成

現状と課題

地域共生社会の実現に向けて、住民への地域福祉の啓発と理解の促進が重要であり、地域福祉を支える土台となる「福祉のこころ」を培うことが重要です。

このため、本市では、市や市社協の公式ウェブサイト、市広報紙などを通じた地域福祉に関する情報提供のほか、勉強会や講座等を通じた福祉学習など地域福祉の啓発を推進しています。また、学校における福祉学習を推進するため、市社協において福祉学習の実施を希望する学校への相談支援や助成などを行っています。

さらに、住民一人ひとりがあたたかい思いやりのこころを持ち、お互いに支え合って生活する風土を育むため、福祉まつりや多文化共生事業などを通じて、年齢や国籍、文化、習慣の違いや障害の有無などお互いの立場を超えた相互理解の推進とノーマライゼーション理念の浸透を図っています。

施策方針

- ① 地域共生社会の実現に向けて、地域や家庭、学校における地域福祉の啓発と福祉学習の推進を図ります。
- ② 一人ひとりの多様性を認め合い、受け入れて共に生きる共生社会を目指して、ノーマライゼーション理念やソーシャルインクルージョン理念の浸透を図ります。

施策体系

2-1 福祉のこころの醸成

(1) 地域や家庭における福祉学習の推進

(2) 学校における福祉教育の充実

(3) 相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発



推進施策・事業

2-1-（1）地域や家庭における福祉学習の推進

- ① 市社協広報紙の発行
基本施策1-1-(1)-①の再掲(66頁)
- ② 町内福祉委員会全体研修会等の開催
基本施策1-1-(1)-②の再掲(66頁)
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会の開催
基本施策1-1-(1)-③の再掲(66頁)
- ④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実
様々な関係機関と連携して地域における福祉学習の機会を充実させ、より多くの住民へ福祉の啓発を図ります。

2-1-（2）学校における福祉教育の充実

- ① 福祉学習支援事業
学校における福祉学習を充実するため相談支援と助成を継続します。
学校と市社協・地区社協との連携に加え、町内会や地域の活動、企業・ボランティア団体や当事者団体等との関係性を深め、より実践的で効果的な福祉学習プログラムとなるよう努めます。
- ② ふれあいネット推進事業（地域と連携したこころの教育等の推進）
地域ぐるみで子どもを育てていく意識をさらに高めるため、地域住民と子どもたちが一緒に話し合う「ふれあい会議」の充実を図ります。
また、各校の取組について、リーフレットの作成・配布を通じて広報・啓発に努めます。
- ③ 特別支援学級と通常学級との交流学級の推進
特別支援学級と通常学級の双方の児童にとって、互いの理解を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育む機会となるよう、時間や場の持ち方に検討を加えながら、特別支援学級と通常学級との交流を実施します。

2-1-（3）相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発

- ① 福祉まつり事業
福祉やボランティアに対する市民の理解を深めるための展示や体験等を内容とした、福祉まつりを開催します。
多様な年齢層の市民や新規の参加が得られるように内容の充実を図ります。
- ② 障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発
市公式ウェブサイト、市広報や市社協だより、パンフレット、ポスター、イベント等を通じて、障害のある人への理解を促す啓発・広報活動を行います。

また、障害者週間の周知やヘルプマークなど障害のある人に関する情報の普及・啓発を図るとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」の周知を行います。

③ 多文化共生意識の醸成

外国人市民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国人市民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントなどを継続的に開催します。



基本施策 2-2

地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

現状と課題

アンケート結果によると、地域活動やボランティア活動に「今後も参加する・今後は参加する」という回答が、「健康づくり」で48.3%、「防火・防災」で40.6%となっており、最も少ない「若者のひきこもりの問題」でも17.6%みられます。こうした意向を持つ住民の地域活動への継続参加及び新規参加のきっかけづくりが求められます。

本市では、これまで市や市社協、地区社協の広報紙や福祉まつり、講演会などを通じた地域福祉に関する情報提供や地域福祉活動への参加の呼びかけを行ってきました。

また、市民活動センターや市社協ボランティアセンター等における情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催等を通じて、きっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。さらに、活動助成や活動場所の提供等によって、町内福祉委員会やボランティア等の活動支援を進めてきました。

しかし、地域福祉活動やボランティア活動の担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、今後も多様な方法によって参加を呼びかけ、担い手の発掘や育成、活動団体等の支援を充実させる必要があります。

施策方針

- ① より多くの住民が、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加できるようにするため、地域福祉活動に関する啓発や情報提供、相談等の充実を図ります。
- ② 各種ボランティア養成講座等による地域福祉活動やボランティア活動の担い手づくりを体系的かつ効果的に実施するなど、地域福祉活動等を担う団体の活動支援を進めます。
- ③ 様々な市民活動やボランティア活動をサポートする役割を担っている市民活動センターや市社協ボランティアセンター等のコーディネート機能の強化や人材育成、情報受発信の充実等による組織力の向上を図ります。

施策体系

2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

(1)地域福祉活動の参加機会の提供

(2)ボランティア等の養成と活用

(3)地域福祉活動等を担う団体の活動支援

(4)町内福祉活動等に対する助成

推進施策・事業

2-2-(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

- ① 市社協広報紙の発行
基本施策1-1-(1)-①の再掲(66頁)
- ② 町内福祉委員会全体研修会等の開催
基本施策1-1-(1)-②の再掲(66頁)
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会の開催
基本施策1-1-(1)-③の再掲(66頁)
- ④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実
基本施策2-1-(1)-④の再掲(81頁)
- ⑤ ボランティア登録の促進
市社協ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼のニーズに応えられるよう、未登録の団体や個人に対して、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行います。
- ⑥ ボランティア体験プログラム事業
主に中高生を対象として、夏休み期間中に実施しているボランティア体験プログラムについて、福祉施設だけでなく、ボランティア団体等にも協力を働きかけ、体験場所の充実に努めます。
- ⑦ 市民活動活性化事業（情報受発信）
市民活動への参加のきっかけとなる情報を提供するため、市民活動センターの情報受発信機能や交流・マッチング機能の充実に努めます。

2-2-(2) ボランティア等の養成と活用

- ① 各種ボランティア等の養成講座の充実
ボランティアの水準に合わせ、入門から専門まで段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座を開催します。
- ② 各種ボランティア保険の周知と加入促進
安心して活動に取り組めるよう、各種ボランティア保険の周知と加入促進に努めます。

2-2-(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

- ① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援
基本施策1-1-(2)-①の再掲(67頁)
- ② 地域福祉活動助成事業
基本施策2-2-(4)-①に掲載(85頁)
- ③ 町内会活動支援事業
基本施策2-2-(4)-②に掲載(85頁)



- ④ 市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用
補助制度の運用状況を踏まえつつ、適宜補助額や補助率、メニューの見直しを行うなど、市民活動団体等にとって活用しやすい制度に改善しながら、市民の自主性・自立性を促すよう活動資金面での支援を行います。
- ⑤ ボランティア活動助成事業
状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、活動の活性化や自己研鑽につながるように、ボランティアの活動を資金面から支援します。
- ⑥ 市民活動活性化事業（人材・団体育成事業）
市民活動団体メンバーのスキルアップを図るため、ICTスキル、ファシリテーション、組織基盤強化などに関する講座を開催します。

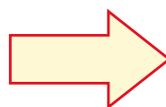
2-2-(4) 町内福祉活動等に対する助成

- ① 地域福祉活動助成事業
地区の実状に沿った効果的な助成とするため、財源や内容を含めて有効な助成方法等について検討します。
- ② 町内会活動支援事業
地域コミュニティの中心を担う町内会の活性化や持続的な活動を支援するため、町内会への活動補助を実施します。
- ③ 町内公民館建設費等補助事業
町内公民館を、町内会や町内福祉委員会等にとって活動しやすい活動拠点とするため、町内公民館の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。

主な活動指標

① ボランティアセンターの登録数

現状値(令和4(2022)年度)	
登録団体数	204団体
個人登録人数	274人

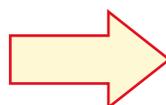


目標値(令和10(2028)年度)	
登録団体数	210団体
個人登録人数	310人

② 地域福祉活動助成事業

助成町内会数

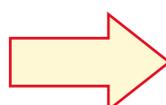
現状値(令和4(2022)年度)	
全町内会	



目標値(令和10(2028)年度)	
全町内会	

助成町内福祉委員会数

現状値(令和4(2022)年度)	
全町内福祉委員会	



目標値(令和10(2028)年度)	
全町内福祉委員会	

基本施策
2-3

セルフヘルプ、当事者力の向上支援

現状と課題

生活をする中で何か困りごとが生じた場合、まずは困りごとを抱える本人や家族が、自分でできることを考えて行動する自助が重要です。しかし、実際には、努力をしても本人や家族だけでは解決できないことも多くあります。

地域では、「頼みごとがあれば手助けする」といった考えの人も多いなかで、困りごとを周りの人に伝え、支援者に上手に働きかけること(助けられ上手)もときには必要になります。

当事者でなければ、その境遇や悩みを理解することは、なかなか難しいものです。そのため、当事者団体への参加など、同じような悩みや問題を抱える人同士で支え合うセルフヘルプの取組が課題解決において有効な方法ですが、現状では、セルフヘルプの取組の情報が不足しています。

本市には、老人クラブや障害者団体、子育てサークルなど様々な当事者団体がありますが、加入率の低下や会員の高齢化、固定化などにより当事者力の低下が懸念されています。

今後も、困りごとを抱える本人や家族、当事者団体が積極的に地域と交流し、周囲の理解や協力を得るために自ら働きかけ、お互いに支え合うことが重要であることから、引き続き、当事者団体に対して当事者力を強化するための支援を行うことが必要です。

施策方針

- ① 困りごとを抱える人が、同じ課題を持つ当事者団体の取組に参加しやすくするとともに、住民への周知を図るため、当事者団体に関する情報を幅広く提供します。
- ② 団体の主体的な取組と組織の自立を促すため、当事者団体が行っている交流事業等の活動を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の結成などを支援します。

施策体系





推進施策・事業

2-3-1 当事者団体に関する情報提供及び交流の推進

① 障害者団体等の当事者団体の周知

会員数の減少が深刻で、新規会員の確保が課題になっている当事者団体もみられることから、加入促進による組織力の強化を図るため、当事者団体の周知に努めます。

② 障害当事者間の交流会の開催

障害当事者間の情報共有と意見交換を進めるための交流会を開催します。

2-3-2 当事者団体の育成及び活動支援

① 老人クラブ活動支援事業

老人クラブ会員本人の地域貢献などの意向を踏まえて活動内容の充実を支援します。

また、会員の増加に成功した事例を表彰したり、各老人クラブで共有したりするなど、老人クラブ同士の情報共有の充実を図ります。

② 障害者社会参加促進事業

基本施策1-4-(1)-⑧の再掲(78頁)

③ 子育てサークルへの支援(地域子育て支援センター事業)

地域の子育て力の向上を図るため、子育てサークル活動に対する助成を継続するとともに、活動に対する相談や助言などの支援を行います。

また、サークル代表者会の開催を通じて、サークル間での情報共有と連携強化を図ります。

④ 介護者のつどいの周知と充実

事業の周知を行い、介護者のつどいの参加者拡大を図るとともに、参加者のニーズにあわせて内容の充実を図ります。

⑤ 当事者団体への支援

地域で課題を持つ人などの小規模団体の把握に努めます。当事者団体や、その当事者団体を支えるボランティア団体に対し、必要に応じて支援を行います。

また、新たな当事者団体の組織化に対して、相談に応じるとともに必要な情報を提供します。

2-3-3 町内福祉委員会への啓発と活動支援

① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援

基本施策1-1-(2)-①の再掲(67頁)

② 地域見守り活動推進事業

基本施策1-1-(3)-①の再掲(67頁)

基本施策
2-4

地域福祉活動を支える拠点機能の整備

現状と課題

本市では、地域福祉活動の拠点施設として、すべての中学校区に福祉センターが開設されています。今後は、将来にわたって、安全かつ快適に利用できる施設運営と予防保全的な観点からの計画的な施設の改修等を進めていく必要があります。

また、町内公民館が、町内福祉委員会を中心とした身近な地域福祉活動の拠点施設として利用されています。しかし、一部に町内公民館が整備されていない町内会があるほか、老朽化していたり、バリアフリー構造になっていない施設もあります。

施策方針

- ① 地域福祉活動を支える福祉センターの拠点機能を充実させるとともに、計画的な施設の補修・修繕等を進めます。
- ② 町内における地域福祉活動の拠点施設である町内公民館の建設や改修を支援します。

施策体系

2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備

(1)福祉センターの計画的な改修と活用促進

(2)地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

推進施策・事業

2-4-（1）福祉センターの計画的な改修と活用促進

① 福祉センター維持管理

長期間にわたって安全かつ快適に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、計画的に施設の維持管理及び改修を進めます。

② 地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進

地域福祉活動団体やボランティアなどの住民が利用しやすい福祉センターとするため、利用者目線を重視した運営に努めます。また、地域福祉活動の拠点としての機能を発揮するため、地域の施設や関係機関との連携を強化します。

2-4-（2）地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

① 町内公民館建設費等補助事業

基本施策2-2-(4)-③の再掲(85頁)



基本目標3

暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策 3-1

福祉サービスに関する適切な情報提供

現状と課題

本市では、福祉サービスに関する情報を窓口で提供するだけでなく、市や市社協の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載、各種パンフレット類の配布など、様々な方法で情報の提供を行っています。

しかし、市民アンケートによると、福祉に関する情報があまりまたは全く入ってこないと考えている人が5割近くを占めています。必要になったときに必要な福祉に関する情報が得られるよう体制や情報提供方法を確保しておくことが必要です。その際には、専門性が高いものも多い福祉に関する情報をわかりやすく提供していくことが求められます。

一方、住民のなかには、視覚障害のある人や日本語が十分理解できない人、インターネットが利用できない人など、様々な人がいます。日常的に情報に接する機会の少ない住民に対しても、制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供し、必要な福祉サービスの利用へとつないでいくことが必要です。

施策方針

- ① 住民が、必要なときに必要な情報を容易に入手できるよう、様々な情報媒体や方法を活用して迅速かつ適切な情報提供を推進します。
- ② 市と住民などが連携し、住民の間の情報格差をなくすことで、適切にサービスの提供が受けられるよう、総合的な情報提供活動の充実を図ります。

施策体系

3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供

(1)福祉サービスに関する情報の収集と発信

(2)情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

推進施策・事業

3-1-1 (1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

① 福祉サービスに関する情報提供

利用者のニーズや日常的な情報の入手方法に応じ、わかりやすくかつ効果的な情報提供を進めるとともに、まちかど講座などを通じて、直接地域に出向いて情報提供やサービスの利用を働きかけます。

② 福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進

制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、市広報紙や市公式ウェブサイトによる情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を図ります。

③ 福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供

本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」や県等の障害福祉をまとめた「福祉ガイドブック」について、毎年加除修正を行い、必要に応じて希望者に配布するとともに各窓口に配置し、適切な情報提供を行います。

3-1-1 (2) 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

① 市、市社協公式ウェブサイトの充実

各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズを踏まえた、誰にとっても見やすく魅力的なウェブサイトとします。

② 音声による情報提供の推進

デジタル機器の普及に伴い、インターネットを利用する視覚障害のある人も増えているため、市公式ウェブサイトにおける広報紙の音声による提供を継続し、情報の提供を図ります。

③ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

現状の制度を継続するとともに、愛知県と連携して手話通訳者や要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を図ります。

④ 多言語による生活情報の提供

各種手当や制度等、保健福祉を含めた生活に必要な情報を多言語で提供します。また、適時適切な情報の提供や更新に努めるとともに電子媒体の活用を図ります。

⑤ 高齢者等へのデジタル機器・サービスの活用支援【新規】

高齢者をはじめとした誰もがデジタル機器やサービスを活用できるよう、デジタルデバイドの解消に向け、スマホ講習会を開催するなどの支援を実施します。



基本施策 3-2

きめ細かな相談支援体制の確立

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすには、日常生活に関わる様々な悩みや困りごとを、身近な地域で気軽に相談できる場や機会があることが重要です。

しかし、高齢者や子育て世帯などが地域で孤立し、その人が抱えている困りごとが市や相談機関に伝わらず、結果的に対応が遅れてしまうという事例が問題となっています。このため、相談窓口を広く住民に周知するとともに、相談機能の充実や身近な地域において早期に気軽に相談できる体制づくりが必要です。

現在、高齢者とひきこもりの8050問題、子育てと介護のダブルケア、さらには子どもの貧困やヤングケアラー問題など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が増えつつあります。こうした課題に的確かつ迅速に対応するためには、制度ごとに分かれている相談支援機関をつなぎ、包括的に相談支援を進めることのできる体制を構築していくことが必要となっています。

国では、市町村全体の支援機関や地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するため、令和3(2021)年4月に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

施策方針

- ① 複雑かつ複合的な地域生活課題にも対応できるよう、住民の相談を断らず受け止め、支援していく重層的支援体制の構築を進めます。
- ② 多様な地域生活課題を把握し対応するため、住民が身近で気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、住民の困りごとを把握し、適切な関係機関へ連携・協働するための体制づくりを強化します。
- ③ 困りごとを抱えている人が、問題が深刻化する前に市や市社協及び専門機関の窓口へ相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、困りごとを抱えている人が埋もれることなく発見され、必要な支援を受けられる体制づくりを進めます。

施策体系

3-2 きめ細かな相談支援体制の確立

(1)住民の相談を断らず受け止める重層的支援体制の構築

(2)地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

(3)専門的な相談支援体制の充実と周知

推進施策・事業

3-2-1 住民の相談を断らず受け止める重層的支援体制の構築

① 重層的支援体制整備事業の実施【新規】

重層的支援体制整備事業の移行準備に着手し、多機関協働事業及び庁内外の連携体制の整備を進め、その後、本格的に重層的支援体制整備事業を実施していきます。

これによって、属性や世代を問わず、誰一人取り残さない「断らない相談」支援体制を実現します。

また、重層的支援体制が機能するよう、庁内はもとより、市社協や地域包括支援センター等の専門機関、福祉事業者、町内福祉委員会等との連携・協働も強化し、潜在的に支援が必要な人が埋もれることのないよう、「アウトリーチと伴走支援」を実現します。

② 市社協の相談等支援体制の整備・充実

重層的支援体制の整備を市と一体的に進めるとともに、市の専門相談窓口や相談業務を行う他事業者との連携・協働を一層強化して、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えた人にも対応できる、市社協の「断らない相談」支援体制を実現します。

また、既存のノウハウを活かし、地域住民から寄せられた複雑かつ複合的な地域生活課題に対して、支援対象者を個別に必要な地域資源へつなぎ、社会参加を促進したり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職としてCSWの育成と配置を進めます。

3-2-2 地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

① 町内福祉委員会での相談支援活動の支援

町内福祉委員会が実施する見守り活動やサロン活動を通じて、地域の要支援者等の実態を把握しながら、関係機関との連携体制を強化できるよう支援します。

また、把握した困りごとを相談しやすいよう、町内福祉委員会の体制や環境整備を支援します。

② 民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援

民生委員の存在や役割について市広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を



受けた民生委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。

また、令和元(2019)年度に創設した「民生委員OB(OG)協力員」制度を活用し、民生委員へのサポートと、新たな地域福祉の担い手の掘りおこしに努めます。

③ 地域包括ケア体制の推進

安城市版地域包括ケアシステムの適切な運用を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題や地域の課題を話し合うとともに、予防的観点も視野に入れた地域ケア会議、自立支援サポート会議を継続することにより、具体的な課題解決へつなげていきます。

さらに、属性や世代を問わず、多様な福祉サービスの参入を促進し、民間サービスと公的サービスの公民連携による支援についても検討を進めます。

3-2-(3) 専門的な相談支援体制の充実と周知

① 高齢者の相談窓口の周知と充実

地域包括支援センターは、高齢者だけでなくその家族に対しても介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」とあるという普及啓発を進めます。

また、高齢者やその家族の支援のためのスキルアップや関係機関との関係づくりを深めるとともに、高齢者自身のみならず、その家族にも目を向けた相談・支援体制を深化させます。

② 障害のある人の相談窓口の周知と充実

障害相談支援事業所とその総合的な支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを活用し、情報の共有や適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の充実に努めます。

また、障害のある人自身のみならずその家族にも目を向けた相談・支援体制の強化を支援します。

③ 健康に関する相談窓口の開設

健康に不安のある人が、不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の窓口や機会を確保します。

④ 子育てに関する相談窓口の周知と充実

関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、市公式ウェブサイトや子育て情報誌などを通じて、相談窓口や相談方法などの周知を図ります。

また、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の窓口や機会を確保します。

⑤ 子ども自身の悩み等の相談窓口の周知と充実【新規】

いじめや友人関係、学業や進路、虐待や家庭問題、ヤングケアラー問題など、子ども自身が抱えている悩みやSOS全般について、一人で抱え込まずに気軽に声を発し、相

談できる各種窓口の周知と充実を図ります。

⑥ ひとり親世帯の相談窓口の周知と充実

ひとり親世帯の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談対応、指導を行うとともに、定期的な市ウェブサイトへの掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。

⑦ ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実

DVに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、幅広く相談の窓口や機会を確保します。

DV庁内連絡会の開催により庁内における情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携・協働を強化し、自立に向けた継続的な支援につなげます。

⑧ 生活困窮者への相談窓口の周知と充実

生活保護に至る前の段階での自立支援策を強化するため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。

対象となる生活困難者に対して相談窓口の周知を図ります。特に、コロナ禍において外国人市民の生活困窮者が顕在化したことから、多言語による周知に努めます。

⑨ 犯罪をした人等への社会復帰支援

犯罪をした人等の再犯を防止するため、安城市再犯防止推進計画（詳細は第7章に掲載）に基づき、自立相談支援事業や就労準備支援事業などの就労や住居の確保等に関する各種支援を実施します。

また、犯罪をした人の相談に対応する保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会など更生保護ボランティアの活動を支援するとともに、各団体の連携強化も支援していきます。



基本施策 3-3

公的な福祉サービスの充実

現状と課題

子育てから高齢者の介護まで、地域で安心して暮らすために、様々な場面で福祉サービスが利用されています。

福祉の考え方や仕組みが変化していく中であっても、公的サービスは変わらず大きな役割を果たしています。そのため、あんじョイプランや安城市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、安城市子ども・子育て支援事業計画といった個別計画に基づき、住民や福祉事業者との連携のもと、適切なサービスを提供することによって、子どもから高齢者までが必要となる公的な福祉サービスを選択できるようにしていくことが重要です。

施策方針

- ① 福祉サービスの利用者が、自分に適したサービスを選択して受けることができるよう、高齢者や障害のある人への支援、子育て支援、健康増進など、各分野における公的サービスについて個別計画に基づき充実を図ります。
- ② 利用者の支援や生活の質の向上につなげていくために、高齢者、障害のある人、子ども・子育て等の福祉サービスの分野横断的な展開について検討を進めます。
- ③ 福祉サービス利用者が、福祉事業者と対等な立場でサービスを選択し契約できるよう、苦情解決への対応や福祉事業者の指導、評価体制の充実を図ります。

施策体系

3-3 公的な福祉サービスの充実

(1)各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開

(2)福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

(3)適正な制度運用とサービスの質の確保

推進施策・事業

3-3-（1）各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開

① 高齢者に対する福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続し、自らの選択に基づいて適切

なサービスを利用できるよう、高齢福祉サービスの充実を図ります。

介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。

② 障害のある人に対する福祉サービスの充実

障害に関する理解を深め、障害のある人が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。また、就労支援等の自立生活に向けた支援につながるよう努めます。

③ 子ども・子育てに対する福祉サービスの充実

保育や子育て支援のニーズ、社会情勢の変化に合わせ、次期子ども・子育て支援事業計画を策定します。この計画を踏まえ、事業者、学校、市民等と連携を図りながら子育て支援の充実に努めます。

④ 介護予防事業の充実

より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、町内会や専門機関と連携し、介護予防事業の充実を図ります。

また、参加者自身が介護予防の活動支援者になることができるよう、啓発に努めます。

⑤ 家族介護者に対する支援の充実

家族介護者の身体的、精神的負担の軽減につながるよう、在宅介護に係る制度や事業の継続・充実に努めます。

また、制度の周知に努め、支援を必要としている家族介護者への手当給付の徹底を図ります。

⑥ 分野横断的な福祉サービスの展開

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等に対する福祉サービスを総合的に提供したり、対象者やその世帯の状況に応じて複数の分野の福祉サービスを組み合わせるなど、世帯(家族)支援の視点からの分野横断的な福祉サービスの展開について、関係部署間の協議を密にして実施していきます。

3-3-(2) 福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

① 高齢者福祉施設の整備

介護保険事業計画に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めていきます。

② 障害者福祉施設の整備

施設整備補助事業を継続し、今後も福祉事業者等の開設を支援していきます。

③ 共生型サービスの普及・促進

「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応しながら、必要なサービスの質・量を確保していくため、地域共生社会の推進に寄与する共生型サービスの普及・促進とそのための情報収集に努めます。



④ 保育園等の整備

整備計画に基づき、園舎の状況や保育ニーズを考慮しながら、効率的かつ効果的な施設整備を実施します。これにより、安全で安心な保育環境の維持及び向上を図ります。

⑤ 児童クラブの整備

子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童クラブ施設や支援員の確保を図ることにより、拡大傾向にある保育ニーズに応じた定員確保とサービスの質の向上に努めます。

⑥ 福祉人材の確保

介護や保育の福祉サービスを提供する事業所に興味のある人の発掘をはじめ、働きたい人と事業所とのマッチングのほか、就労支援や定着支援等、福祉人材の確保に向けた支援策を検討し、推進していきます。

3-3-(3) 適正な制度運用とサービスの質の確保

① 福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底

利用者の権利を守り、福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者等に対して苦情解決制度や苦情相談窓口の周知徹底を図ります。

また、利用者等からの苦情や事故報告の情報に基づき、実地指導を行います。

② 県運営適正化委員会制度などの適正な運用

利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、実地指導の際に苦情について確認を行います。

また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口へ報告します。

③ 保育園等における苦情解決制度の周知と適正な運用

各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図ります。また、職員間での情報共有及び研修を充実することで、保育の質の向上に努めます。

④ 福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進

民間の福祉事業者に対しては、情報開示や第三者評価と自己評価による開かれた事業運営を働きかけます。

また、公立の保育園等については、第三者評価の受審を継続し、法令や利用者ニーズを踏まえた情報開示を行うことで、開かれた事業運営に取り組みます。

⑤ 福祉人材の確保

基本施策3-3-(2)-⑥の再掲(97頁)

⑥ 共生型サービスの普及・促進

基本施策3-3-(2)-③の再掲(96頁)

基本施策
3-4

セーフティネットの整備

現状と課題

本市では、経済的・社会的な困りごとや不安を抱えている人に対し、自立に向けた就労の支援、居所を失う恐れのある人に対し家賃の給付、滞っている負債への対応助言や家計のやりくりに対する家計改善支援など、活用できる制度の案内などを行っています。しかし、経済的・社会的な困りごとのみの対応では、問題が発生する根本的な解決に至りません。そうした問題が発生する背景となる世帯全体の課題を解決する支援を展開していく必要があります。本市においては、世帯全体に目をむけ複雑化・複合化した問題を解決する支援を進めていきます。

市社協では、疾病等により一時的に生活費などに困る人に対し、世帯の更生と経済的自立を助長するため、市社協を窓口として資金の貸付けを行っています。また、認知症など判断力の低下に伴い、日常生活を営むことが困難になった人が不利益を被るのを防止し、このような人々の権利を守るため、日常生活自立支援事業と成年後見制度が整備されています。しかし、これらの制度について、一般的に十分浸透している状況とは言えません。

子どもや高齢者などに対する虐待や夫婦・恋人間でのDVなどが増加する中、従来の支援だけでは対応が難しい事例が顕在化しています。そのため、本市においては、各種の虐待やDV等に対応できる体制として虐待等防止地域協議会を設置し、関係部局及び関係機関での情報の共有と連携を図るとともに、総合的な支援体制づくりに努めています。また、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援を行うため、令和4(2022)年度に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。さらに、不登校やいじめ、暴力行為や児童虐待、非行・不良行為、友人や教職員などとの関係や心身の健康に関する問題など、子どもやその家族が抱える幅広い問題について支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置を順次進めています。

一方、ひとり暮らし高齢者などへの支援については、町内福祉委員会による見守り活動だけでなく、福祉電話や老人クラブによる友愛訪問などの見守り活動を実施しています。また、ひとり親家庭で、親の疾病などのため一時的に日常生活を営むのに支障がある世帯に対して、家事援助等を行う家庭生活支援員を派遣しています。

加えて、コロナ禍の影響で全国的に自殺者数が増加していることから、いのち支える安城計画(安城市自殺対策計画)に基づき、関連施策との有機的な連携を強化し自殺対策に向けた取組を展開していく必要があります。

施策方針

- ① 複雑化・複合化した世帯が抱える地域生活課題を包括的に支援するため、重層的支援体制整備事業を実施し、身近な相談先で福祉について何でも相談でき、専門職



が一体となった支援につなげるほか、潜在的な生活困窮者に対してもアウトリーチを通じた支援の提案を実施します。

- ② 一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付けを行うとともに、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者への自立相談支援をより一層推進します。
- ③ 判断に支援を要する人が増えていく中で、できる限り本人の意思を尊重しつつ住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活自立支援事業と成年後見制度を周知し、活用を促進します。
- ④ 虐待やDV、いじめなどの防止について周知するとともに、支援や見守りができる環境づくりを目指します。
- ⑤ 住民や福祉事業者、医療機関などと協力し、各種虐待の通報や情報が市や専門機関に速やかに伝わるよう、連絡体制の強化を図ります。
- ⑥ ひとり暮らし高齢者の孤立防止のための事業を実施します。また、公営住宅に居住するひとり暮らし高齢者などに対しては、安否確認等を行う仕組みを検討します。
- ⑦ ひとり親家庭が必要とする日常生活の支援を推進します。
- ⑧ いのち支える安城計画に基づき、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進します。

施策体系

3-4 セーフティネットの整備

(1)生活困窮者等への支援の推進

(2)権利擁護事業の充実

(3)総合的な虐待等防止ネットワーク体制の強化

(4)安否確認と緊急時の対応の充実

(5)ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実

(6)養育支援訪問事業等の推進

(7)子育て世帯訪問支援事業の推進

(8)生きることの包括的支援

推進施策・事業

3-4-1 生活困窮者等への支援の推進

- ① 生活困窮者への相談窓口の周知と充実
基本施策3-2-(3)-⑧の再掲(94頁)

② 居住に課題を抱える者への支援

居住に課題を抱える生活困窮者に対して、住居確保給付金制度等を活用して住居の確保を支援します。これにより、生活の土台となる住居を確保し、就労に向けた支援につなげます。

③ 就労準備支援事業

基本施策1-4-(2)-④の再掲(79頁)

④ 貸付制度の周知及び相談支援

母子父子寡婦福祉資金、善意銀行、生活福祉資金などの貸付制度について周知するとともに、対象者世帯に対して、相談支援とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。

3-4-(2) 権利擁護事業の充実

① 日常生活自立支援事業の周知と利用支援

制度の正確な理解の定着を図り、必要に応じた利用促進を図ります。

需要増に見合うサービスを提供するため、人員の確保やノウハウの伝達など体制整備を進めます。また、本事業の利用者の判断能力の低下に応じて成年後見制度の利用への円滑な移行を支援するため、関係機関との連携を強化します。

② 成年後見制度の周知と利用支援

成年後見制度の利用ニーズが高まると見込まれることから、必要な人が制度を利用できるよう、市広報紙への掲載等による制度周知を進めます。

また、成年後見制度利用促進計画(詳細は第6章に掲載)に基づき、市長申立や低所得者等への報酬助成、法人後見受任の実施により、成年後見制度の利用促進を図ります。

3-4-(3) 総合的な虐待等防止ネットワーク体制の強化

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

今後とも関係機関との連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待等の発生予防や早期発見に取り組み、必要な支援につなげます。

また、地域と連携した虐待等防止のための啓発活動を実施します。

加えて、被虐待者の安全確保を行うとともに、虐待を行った養護者または保護者の支援についても検討するなど、対応策を講じていきます。

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

子どもを取り巻く課題に対応し、子どもたちが安心して過ごすことができるよう、地域における居場所づくり、世代間交流の場づくりなどを進めます。

さらに、各中学校区に1人、社会福祉士などの資格を持つスクールソーシャルワーカーの配置を計画的に進めます。



- ③ 住民や福祉事業者に対する虐待等の防止に向けた広報啓発活動の推進
虐待等の防止に努めるとともに、虐待等の早期発見や通報の重要性を周知するために、街頭啓発やリーフレットの作成のほか、民生委員や関係機関職員の研修会などを開催します。
また、より効果的な啓発方法について検討します。

3-4-(4) 安否確認と緊急時の対応の充実

- ① 高齢者孤立防止事業の推進
高齢者数の増加や小世帯化の進行を背景に、本事業の重要度が増していくことが予想されるため、民生委員等を通じて、対象者への制度の周知及び利用促進を図ります。
安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関との連携を強化するほか、より多くの民間事業者と高齢者見守り事業者ネットワークによる協定を締結し、より細かな見守り体制を築きます。
- ② ICTを活用した安否確認システムの導入と普及促進
現在稼働している緊急通報装置に代わる、ICTを活用した新たな安否確認システムの導入を図り、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に普及を促していきます。

3-4-(5) ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実

- ① 家庭生活支援員の派遣
児童扶養手当等申請時に本事業を掲載した「ひとり親家庭福祉制度のしおり」を配布するなど、制度の周知を図り、生活に困難を抱える家庭に支援が届くよう努めます。

3-4-(6) 養育支援訪問事業等の推進

- ① 保健師等による専門的相談支援の充実
保健師等が妊娠期から訪問等を行うことにより、安心して妊娠・出産を迎え、適切に子育てを行えるよう支援をしていきます。

3-4-(7) 子育て世帯訪問支援事業の推進

- ① 訪問支援員の派遣
養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対して、訪問支援員を派遣し、養育環境を整えられるよう支援をしていきます。

3-4-(8) 生きることの包括的支援

- ① 自殺対策に向けた取組の強化
いのち支える安城計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることの促進要因(自殺を思いとどまらせる要因)への支援などの取組を展開します。

基本施策
3-5

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

現状と課題

ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきているため、保健や医療、福祉の関係機関のより緊密な連携が必要となっています。

特に高齢者福祉においては、保健や医療分野との連携が必要です。本市では、地域包括支援センターが中心となって関係機関の調整を図っていますが、さらなる連携体制の強化が求められます。

このため、専門機関と福祉事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進することが必要です。

施策方針

- ① 保健や医療、福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的な支援体制を整備します。
- ② 早期療育への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士や公認心理師の参加による相談内容、状況等の報告を行い、連携を図っていきます。
- ③ 地域において様々な生活課題を抱えている人を包括的に支援していくため、保健や医療、福祉にかかわる庁内の関係部局の連携体制を強化していきます。

施策体系

3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化

(1)保健、医療、福祉の各専門機関の連携

(2)地域と専門機関との連携

(3)総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化
【再掲】

(4)分野横断的な庁内連携体制の整備・強化
【再掲】

推進施策・事業

3-5-1 保健、医療、福祉の各専門機関の連携

- ① 高齢者に対する総合的な支援体制の確立
住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、その対象者の



拡大に向けた検討を行います。また、研修会や勉強会等を通じて、在宅医療・介護連携をさらに推進していきます。

② 早期療育に向けた支援体制の確立

安城市発達支援ネットワーク会議の開催を通じて、支援機関相互の情報共有と連携強化を図るとともに、関係機関との役割分担の明確化や協働の推進によって、子どものライフステージに応じた適切な支援体制の構築を目指します。

③ 自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進

自立支援協議会を通じて、関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制について情報を共有し、連携の強化を図ります。

また、当事者や家族会・親の会との連携強化も図ります。

3-5-(2) 地域と専門機関との連携

① 地域包括ケア体制の推進

基本施策3-2-(2)-③の再掲(93頁)

② 障害のある人が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進

病院や施設からの地域生活移行や親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用やひとり暮らしを体験する機会の提供を検討します。

医療的ケアが必要な人や行動障害を有する人、高齢化に伴い重度化した障害のある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の育成を行います。また、医療機関や学校、市等が連携して医療的ケア児の就学支援に努めます。

地域生活支援拠点等と地域包括支援センターや病院等との連携を推進します。

3-5-(3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化（再掲）

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

基本施策3-4-(3)-①の再掲(100頁)

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

基本施策3-4-(3)-②の再掲(100頁)

③ 住民や福祉事業者に対する虐待等の防止に向けた広報啓発活動の推進

基本施策3-4-(3)-③の再掲(101頁)

3-5-(4) 分野横断的な庁内連携体制の整備・強化（再掲）

① 重層的支援体制整備事業の実施【新規】

基本施策3-2-(1)-①の再掲(92頁)

② 分野横断的な福祉サービスの展開

基本施策3-3-(1)-⑥の再掲(96頁)

基本施策
3-6

高齢者や障害のある人等の自立を支える都市環境等の整備や
移動手段の充実

現状と課題

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすには、自由に移動できることが必要です。しかし、車いすなどを利用している人にとって、段差や階段などは本人の自由な移動を制約します。

このため、本市では、様々な人が利用する公共施設において、段差の解消、スロープやエレベーター、多目的トイレ等の設置に努め、誰にでも利用しやすい施設整備を積極的に推進するとともに、自宅のリフォームについても支援しています。

また、道路の段差解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めており、あんくるバス11路線すべてにおいて、低床、ノンステップ、車いす対応など、バリアフリーに対応した車両での運行を実現しています。その他、鉄道事業者に対しても駅舎にエレベーターの設置を要請するなど、民間施設においてもバリアフリー化の推進を促すほか、駅前広場などの公共空間の整備を進めています。

今後も、年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちづくりを引き続き進める必要があります。

一方、高齢者の増加に伴う要支援・要介護高齢者の増加や運転免許証の自主返納などを背景に、移動制約者の問題が既に顕在化しています。町内福祉活動計画の策定のために開催した地域会議においても、多くの町内福祉委員会から移動制約者の問題が地域課題として出されました。また、市民アンケートの結果によると、「車を利用できない人への市内移動支援に関するサービスの充実」が優先すべき地域福祉関連施策の第3位になっています。

こうした移動制約者に着目し、自家用車を所有していなくても通院や買物等ができる移動手段を確保するなど、誰もが住み慣れた地域で持続的に暮らしていける地域づくりを目指していく必要があります。

施策方針

- ① 道路の段差の解消や公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入など、誰もが利用しやすい施設整備と移動時の制約の解消を推進します。
- ② 駅舎、自由通路等へのエレベーターの設置要請など、鉄道をはじめとする民間施設のバリアフリー化に向けた働きかけを行います。
- ③ 一時的に自家用車を利用できない、自家用車を所有していない、運転免許証を自主返納したなどの理由によって、移動が困難な人でも、通院や買物、ごみ出し等の日常生活が安心して行える地域づくりを推進します。



施策体系

3-6 高齢者や障害のある人等の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン化の促進

(2) 交通のバリアフリー化の推進

(3) 住まいのバリアフリー化の推進

(4) 安心、便利な移動支援の充実

推進施策・事業

3-6-（1）公共施設等のバリアフリー化の推進と

ユニバーサルデザイン化の促進

- ① 施設改修時におけるバリアフリー化の推進
学校施設等の改修工事を、改修計画に沿って計画的に実施します。
- ② 施設新設におけるユニバーサルデザイン化の促進
障害のある人や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も条例の対象施設に限らず新設施設においてはユニバーサルデザインの導入を促進します。

3-6-（2）交通のバリアフリー化の推進

- ① 道路の段差等の解消の推進
「高齢者、障害のある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に沿った道路整備を引き続き行います。
- ② あんくるバスのバリアフリー対応車両運行の継続
バリアフリー対応車両の運行を継続します。

3-6-（3）住まいのバリアフリー化の推進

- ① 人にやさしい住宅リフォーム費助成事業
自立した生活を送るために、本事業を必要とする人への利用を促します。
また、施工業者への説明会を開催し、申請時の注意点を周知します。
- ② 市営住宅のバリアフリー化
市営住宅の建設時には、高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリーの整備を行います。

3-6-(4) 安心、便利な移動支援の充実

- ① 車いす貸出し事業
けがや病気等により一時的に車いすが必要となる場合など、広く住民に必要なサービスであるため、事業を継続します。
- ② 車いす移送車貸出し事業
車いす利用者の活動範囲が広がり、生活の質が高まるサービスであるため、事業を継続します。
- ③ 高齢者外出支援サービス事業
対象者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。
- ④ 障害者福祉タクシー料金助成事業
対象者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。
- ⑤ あんくるバス・あんくるタクシーを活用した移動支援の充実
高齢者等の外出支援と社会参加の促進を図るため、あんくるバス・あんくるタクシーの高齢者(75歳以上)・障害者無料制度を継続するとともに、他市の実例等を調査研究し、新たな制度の創設や既存制度のサービス向上に努めます。
- ⑥ 多様な主体による移動支援制度創設の検討【新規】
買い物代行や通院の付き添い、ごみ出しなどの小さな困りごとを、有償ボランティアなどの多様な主体が実施できるよう、活動の立ち上げや継続的な運営の仕組みづくりについての支援を検討します。
また、市内の民間事業者の社員や利用者用の送迎バスの空席を移動制約者向けに利用するなど、公民連携型の移動支援について研究します。
- ⑦ 移動制約者に対する既存サービスの利用促進【新規】
移動が困難であっても利用できる移動スーパー、オンラインショッピングなど既存サービスの周知及び活用方法について啓発を行います。